

EPO が Rule 71(3) EPC 下の特許付与手続を簡略化するオプションを設定

2015年07月06日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

現行の Rule 71(3) EPC 下の手続（特許を付与する旨の決定通知）によれば、“a communication under Rule 71(3)”を受領した場合、出願人は、審査部が提示する“proposed text”に同意するか、あるいは補正／訂正するかを選択することができます。

上記の“proposed text”に同意せずに、補正／訂正をすることを望む場合、出願人は、“a communication under Rule 71(3)”に回答して補正書を提出します。なお、この段階では、クレームの他の2カ国語への翻訳文を提出したり、特許料および発行料を支払ったりする必要はありません。

上記の出願人による補正／訂正を審査部が認めた場合、“a **further** communication under Rule 71(3)”が発行され、上記のクレーム翻訳文の提出、特許料の支払、及び発行料の支払いを行うことが出願人に求められます。

このような現行の特許付与手続について、EPO は、Rule 71(3) EPC 下の特許付与手続に関する 2015 年 6 月 8 日付の **Notice** を発行し、特許付与手続を簡略化できるオプションを設定することを公表しました。

以下に、Rule 71(3) EPC 下の特許付与手続が、上記オプションを利用することによって、どのように簡略化され、その結果、どのように特許付与手続の効率が向上するのか等について説明します。

【全 3 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.